

令和6年度第1回市川市交通対策審議会 議事録（テープ起こし）

1. 日時 令和7年1月28日（火）14時00分～15時40分

2. 場所 第1庁舎 5階 第4委員会室

3. 出席者

委員：高田会長、西原副会長、中町委員、加藤委員、堀内委員、青山委員、富田委員、
谷脇委員、廣元委員、三浦委員、木嶋委員、古橋委員、湯浅委員、盛岡委員

市川市：田中市長、米崎道路部長、岩佐道路部次長
交通計画課 戸枝課長、白川副参事、皆元主幹

4. 次第

（1）委嘱状交付

（2）市長挨拶

（3）議題

①会長・副会長の選任について（議案）

②シェアサイクル事業について（報告）

③市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について（報告）

④令和6年度交通安全啓発活動について（報告）

⑤第12次市川市交通安全計画の策定スケジュールについて（報告）

(白川副参事)

定刻となりましたので、令和6年度第1回市川市交通対策審議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局の交通計画課副参事の白川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、今年度は当審議会の委員のうち、学識経験者、市民代表、関係機関の代表の委員につきましては、改選の年でございますので、市川市交通対策審議会委員の委嘱状を田中市長より交付いたします。市議会議員から選出の中町けい様、加藤圭一様、中村よしお様、廣田徳子様、堀内しんご様、青山ひろかず様は令和7年6月までの任期となっております。引き続きよろしくお願いいたします。

なお、中村よしお様、廣田徳子様は本日欠席となります。

今回改選されました、学識経験者、市民代表、関係機関の代表の委員のお名前をお呼びいたします。その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

田中市長よろしくお願いいたします。

(白川副参事)

学識経験者といたしまして、高田邦道様。

(田中市長)

辞令、高田邦道様。市川市交通対策審議会委員に委嘱します。

任期は令和9年1月23日といたします。

(白川副参事)

続きまして、西原相五様。

次に、市民代表といたしまして、富田勇人様、谷脇正弘様。

関係機関の代表といたしまして、廣元勝志様、三浦裕樹様、木嶋譲様、古橋保孝様、湯浅浩一様、盛岡将人様。

なお、鈴木茂様、三部ミヨ子様、芝田弘一様、南雲誠様、柳澤和義様、金野誠昭様は本日欠席となります。

それでは、審議会の開催に先立ちまして、市長からご挨拶を申し上げます。田中市長、よろしくお願いいたします。

【市長あいさつ】

(白川副参事)

ありがとうございました。申し訳ございませんが、市長はこの後、別の公務がございますので、こちらで退席させていただきます。

会議の前に、新任の委員の方が多いことから、自己紹介をお願いしたいと思っております。それでは盛岡委員から順番に、着座にて、所属とお名前をご発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【自己紹介】

(白川副参事)

ありがとうございました。

以上、本日ご出席の14名の委員の方々でございます。次に、事務局でございます。

【自己紹介】

続きまして、本日の会議資料の確認をお願いいたします。最初に、事前を送付した資料になります。会議次第、委員名簿、

議題(2)資料「シェアサイクル事業について」

議題(3)資料「市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について」

議題(4)資料「令和6年度交通安全啓発活動について」

議題(5)資料「第12次市川市交通安全計画の策定スケジュールについて」

次に、机に配布している資料です。席次表、市川市交通対策審議会条例、議題(4)資料「令和6年度交通安全啓発活動について」の修正版、以上でございます。委員の皆様におかれましては、大変申し訳ございませんが、議題(4)資料の1枚目、資料6ページにつきましては、本日配付したものに差し替えていただきますようお願い申し上げます。資料の不足はございませんでしょうか。不足がないようですので、会議を始めさせていただきます。

なお、本審議会条例では、会長が議長を務めることと規定されておりますが、ただいまのところ、委員改選のため、会長、副会長が不在となっておりますので、会長が選出されるまで、道路交通部次長の岩佐が、仮議長を務めさせていただきます。

(岩佐次長)

それでは、ただいまから、令和6年度第1回市川市交通対策審議会を開催いたします。

本日の審議会の出席委員は14名。欠席の委員は、中村委員、廣田委員、鈴木委員、三部委員、芝田委員、南雲委員、柳澤委員、金野委員の8名になります。

市川市交通対策審議会条例第6条第2項に規定する定足数、半数以上の出席を満たしておりますので、本審議会は成立することをご報告いたします。

続きまして、本日の審議会の傍聴について、事務局報告をお願いいたします。

(交通対策審議会事務局)

本日の交通対策審議会の傍聴者がいないことをご報告いたします。

(岩佐次長)

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

最初に(1)の会長、副会長の選任についてです。

会長の選出についてですが、市川市交通対策審議会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の中から互選することとなっておりますが、どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

はい、木嶋委員。

(木嶋委員)

会長には前会長であり学識経験者である交通分野の専門家である高田委員に引き続きお

願いたいと思います。

(岩佐次長)

ただいま、会長には高田委員とのご意見がございました。他にご意見はございませんか。
ご意見がないようですので、お諮りいたします。
審議会として、高田委員を会長に選任することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(岩佐次長)

高田委員会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(高田委員)

はい。お引き受けいたします。

(岩佐次長)

それでは高田会長、会長席にお着きいただき、一言ご挨拶をお願いいたします。
私はこれで仮議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(高田会長)

高田でございます。お世話になっています。

再び、三度と言いますか、五度くらいでしょうか、会長を仰せつかりました。また会長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

ただ、最近はですね。コロナの影響のひとつだと思います。プログラムを提供しているというのが1つですが、最初の頃は非常に、対策を具体的に示すことができ実行してきました。最近、この10年、7、8年ぐらひは、何か総務省からのものに市川市と名前を変更してやっているようなもので、反省しています。

会長というのは、本来は市長さんのもとで、考え方とか、そういったものを、いろいろ話していただいて、それに基づいて、どういう形でやろうかってというのが従来やってきた審議会になります。

市川市も最初はそういうことでしたが、そのあと2代続けた市長さんとは面会せずにやってきた。昨年と今回ですか、二度ほど市長さんと顔合わせすることが出来たのですが、市長さんから言われたことはないです。以前には市川市のこういうところが、困っているということがありました。1つは総武線から離れたところでは、交通の便が悪いので、何かバスを通す工夫がないかということで、バスを通す計画をやりました。その後の報告はないので、実行されているかどうかは、その辺を歩き回って見てないもので、わかりません。

それから南大野地区ですかね。新しい住宅地で事故が多いので、何とかして欲しいという話がありました。ちょうど鎌ヶ谷の方のプロジェクトもやりましたので、建設省と他の学会がありまして、そこから研究費をいただきまして実行しました。

それからもう1つは、狭い道路で利用が大変だということで、何ヶ所かやりました。狭い道路に離合できる場所を作るとか、そういうことをさせていただきました。初期の頃

はそういうことをやりました。

この何年間、後半の8年間ですかね。私もうちょうど今年20年です。今回は時間だけで何か表彰していただいたようで、非常に心苦しいのですが、今度の市長さんも言及はなさそうなので、わたしは一度お会いしたいなと思いますが、今までは市長さんが審議会の会長に話をしたいということで、さっきの3つ、大きく言いますと3つの案件を、対応させていただいて、変更してきた。最近では政府の方のやり方もあるんだろうけど、雛形があつてその雛形に、市川市というのを入れて、提出するような作業ばかりやっております、これがこの審議会を本当に機能させているかどうかという、疑問に思っていたところであります。

そういう形なので私も大分年を取ったので、誰かに譲りたいと思うのですが、今のままでは譲れないなというふうに思っておりますので、これから1年の間に何かきちんとして、次の方というふうに、思っておりますが、だんだんと交通の先生方も少なくなっておりますので、やはりそういうことをきちんとしていかなかなかうまくお出しできませんので、どうか皆さんのご協力をお願いしまして、今年、来年、頑張っていきたいと思っておりますのでひとつよろしく願いいたします。

簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

(岩佐次長)

ありがとうございました。それでは会長、議事進行をお願いいたします。

(高田会長)

それでは次に副会長の選出になりますが、選任をお願いします。

副会長についても、市川市交通対策審議会条例第5条第1項の規定により委員の中から選出することとなっております。皆さん、ご推薦ございますか。

(谷脇委員)

議長に一任でよろしいじゃないでしょうか。

(高田会長)

よろしゅうございますか。

(各委員)

はい。

(高田会長)

それでは交通分野に精通しております、西原委員。うちの大学でも非常勤講師をやっておりますので、私とよく仕事しております。

西原委員に副委員長をお願いしたいと思いますよろしゅうございますか。

(委員)

異議なし。

(高田会長)

異議なしと認められました。西原委員に副会長をお願いいただけますでしょうか。

(西原委員)

はい。よろしくお願いします。

(高田会長)

それでは副会長は西原委員が選任されました。西原委員、一言挨拶をお願いいたします。

(西原副会長)

西原と申します。これより本審議会の副会長に就かせていただきます。

私は、一昨年まで、日本大学理工学部の非常勤講師を、また、交通調査コンサルタントの会社を経営しておりました。一昨年定年退職いたしまして、現在は交通工学研究会の会員として、様々な交通課題に関わっております。

これまでは、主に交通現象解析、道路空間の複合利用に関する研究などに取り組んできました。微力ではありますが、これまでの知見を通じて、本交通対策審議会のお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(高田会長)

それでは会議の方に移りたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、シェアサイクル事業についてということです。一つひとついきます。

サイクル事業について、事務局の方から、資料の説明をお願いします。

(戸枝課長)

交通計画課長の戸枝と申します。よろしくお願いします。

議題(2)シェアサイクル事業について、ご報告いたします。

資料1ページの議題(2)資料をご覧ください。

本市のシェアサイクル事業は、令和4年9月に、運営事業者でありますオープンストリート株式会社と協定を締結し、事業を開始しております。

事業の目的ですが、通勤通学やビジネスによる移動の際における利便性の向上やまちの回遊性を向上させることによる地域の活性化、自動車利用の抑制などによる環境負荷の低減、その他健康の増進、災害時における交通手段の確保としております。

事業の実施状況ですが、事業開始時の2022年9月にサイクルステーション30ヶ所で事業を開始して以降、随時増設を進め、2024年9月には67ヶ所に設置されている状況となっております。

次に、利用回数について、冬季に一時的に減少が見られましたが、全体的には増加しているものでございます。これは、ステーションが増加したことにより、利便性が向上したこと。また、ステーションを見かける機会が増え、シェアサイクルというものの認知度が拡大したため、利用回数が増加しているものと思われます。

今後の方針ですが、市内全域にさらなるステーション数の増設を進め、引き続き利便性の向上を図っていきたいと考えております。

シェアサイクル事業についての報告は以上でございます。

(高田会長)

報告案件でございますが、何かご意見やご質問ございましたら、挙手をして、こちらから指名いたしますので着席のままデスクの上のマイクを使用して発言していただきます。何かございますか。

(中町委員)

3点、確認させていただきたいことがあります。

こちらの資料を拝見させていただくと、ステーション数と利用回数が伸びているというところはわかりますけれど、現在のこの自転車の台数っていうのはどういう状況になっているのかというところと、ヘルメットはレンタサイクルに備わっているのかどうなのかというところと、そこを一応確認させてください。例えば私も、千葉市とか他の市でレンタサイクルに乗ったことがあるんですけど、千葉駅から県庁とかいうのが多いので、実際レンタサイクルとか業者はあるんですけども、市川市から乗って、近隣の例えば船橋、松戸、そういったところに、例えば、レンタサイクルを置くことができるのかっていう、その辺の連携だとかそこがどうなっているのか、以上3点の確認させていただきたい。

(白川副参事)

交通計画課副参事です。

まず1点目の自転車の台数でございます。こちらにつきましては、市川市以外の近隣市、3点目の質問にございますが、近隣市のサイクルステーションを利用できるということになっておりますので、市川市内で今何台あるかという台数は、常に変わっている状況でございます。昨年の12月末現在で、サイクルラックが446ございますので、返却用の空きラックの確保からすると理想的な台数は半分の220台程度になるかと思います。

2点目のヘルメットが備わっているかという質問でございますが、こちらにつきましては、盗難防止であるとか、あとは衛生面、屋外のサイクルラックが多いものですから、雨で濡れてしまっているとか、そういった盗難防止とあと保管上の課題が多いため、現在は備わっていない状況でございます。

3点目の近隣市のサイクルステーションが利用できるのかという質問でございますが、こちらにつきましては、近隣市で同じハローサイクリングといわれているサイクルステーションがございますが、例えば江戸川区、葛飾区、あと千葉県内の船橋市、松戸市、習志野市、千葉市、浦安市とございますので、近隣市のサイクルステーションから借りて他に返すとか、市を跨ぐ移動も可能でございます。以上でございます。

(中町委員)

はい、わかりました。

今お答えいただいた中で、ヘルメットが備わっていないというところについては、多分議題でもあると思いますけども、ヘルメットのそういう補助なんかもやっていて、やはり、今まで以上に安全というところをやっている最中になるので、実際、レンタサイクル使っしょうがないと思えないですし、より安全に運用、運行していくにはどうすればいいのかっていうところで、今後のその課題、であろうと思いますので、引き続き何かやり方とか模索できればというところです。以上です。

(白川副参事)

ヘルメットの備え付けにつきましては、大きな課題でございますので今後も近隣市の状況であるとか調査いたしまして、運営事業者とともに検討してまいりたいと考えております。

(高田会長)

よろしゅうございますか。

(堀内委員)

シェアサイクルの話を聞いてですね、そこを思っていたのは、市川市ではまだ問題になってないですけど、電動キックボードを貸し出している都内の区はですね、かなりいろいろな全国的にニュースにもなっていて、皆さんご存じだと思いますが、市川市の場合まだその電動キックボードをもうレンタルしているような業者も入っていないのですが、今後そういう予定があるとか、問い合わせが来ているとかを教えてください。

(白川副参事)

電動キックボードとか、いわゆる特定小型原動機付自転車とか、あとE Vバイク等そういったものの普及が進んできている状況というのは認識しているところでございます。

現在、市川市に市主体或いは市と共同で電動キックボードとか、E Vバイクをシェアリングするような事業は今のところ検討はしておりません。

やはり、置き場所を市川市内でなかなか見つからないというところと、シェアサイクルもそうですが公共施設であるとか、歩道や或いは公園内に設置しているところもでございます。そういった場所に、電動キックボードを置くこと自体のハードルが高いのかなと、考えているところでございます。以上でございます。

(堀内委員)

はい、ありがとうございます。

電動キックボードは聞くとところはなんていうか、世間的にいろいろな問題が起きているので、もしそういうようなことを市川市で実施する業者が入るというような話になった場合は、いち早く何らかの対策をとって、問題が起きないふうには思います。

特に行徳、わたしは行徳住んでいますが、行徳の地域は平らなので、自転車の活動や移動する人たちが非常に多いのです。聞くとところによると最近自前で走っている方もいます。ただそれはかなりスピードも出ていますし、子供たちとの接触とかが起きそうだなという思いで、その辺の検討となった場合は慎重にやっていただきたいというふうに思います。以上であります。

(白川副参事)

交通計画課では、そういったシェアリング業者が市内に参入してくるかどうかなという状況を注視してまいりたいと思います。

(高田会長)

他にございませんでしょうか。

(富田委員)

P T A連絡協議会の会長をしている富田と申します。シェアサイクルのステーションの一覧がわかるマップですとか、そういったものっていうのはあるのでしょうか。

また例えば文化会館の前から乗車して、違うところで乗り捨ててしまうということも可能でしょうか。その辺を教えてください。

(白川副参事)

交通計画課副参事です。

まずステーションのマップでございます。こちらにつきましては運営事業者のオープンストリートという会社のホームページで、この位置にあるということが、インターネット、スマートフォン等で確認することができます。

2点目の質問です。サイクルステーションで自由に乗り捨てができるのかというところですが、例えば返却ステーションに空きがない場合は返却ができませんが、基本的には空きがある場合にはそういったことも可能でございます。以上です。

(富田委員)

ありがとうございます。そのマップみたいなものが普及すると、増えるんじゃないかなと思います。ありがとうございます。

(白川副参事)

交通計画課副参事です。

ステーションマップ等の方につきましては運営事業者と周知する良い方法を考えてまいります。以上でございます。

(高田会長)

よろしゅうございますか。他にもはいどうぞ。

(盛岡委員)

行徳警察交通課長です。よろしくお願いします。

シェアサイクル事業が拡大して自転車の利用者というメリットの部分があるんですけれども、そもそも道路環境の整備だとかについて、当初にはやはり道路改良だとか、通行帯の増設だとか、そういう話は聞いているんですけども、そもそも行徳管内のバイパスという県道の部分だとか或いは県との連携で県道に係る部分であったり、あとはどうしても従来からの街だと細い路線だとか、そういった市道に関する整備だとかっていうのは、市の方としてはどういうお考えで進めた上で、このシェアサイクルを広げていこうという思いがあるのかというのを教えていただければと思います。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

自転車走行レーンにつきましては幹線道路につきまして、自転車レーンを設けられるところについては計画に基づいてネットワークとして整備しているところでございます。それとは別で安全面を重視した形で自転車は車道の左側を走るということを路面に明示する、

ピクトグラムだとか、青い矢羽根だとかをつける整備を自転車レーンの整備とは別に、市道について順に実施しているところで、今のところ駅に近い自転車の交通量が多いところを優先して進めている状況でございます。

県道につきましては、所管する葛南土木事務所さんと連携して進めていきたいと考えております。以上でございます。

(盛岡委員)

ありがとうございます。引き続き道路改良とかあれば審議、協議入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(高田会長)

他にございませんでしょうか。私から1つ質問させてもらいます。

シェアサイクルの最初はコペンハーゲンで行われましたが、1台も残らず、みんなが家に持って帰ってしまっただけで、その時の話では何度かメーカーとの話で、みんなのところに行ってしまうと、もう盗む人はいないだろうって、おおらかにやっていたんですが、市川市ではいかがでしょうか。全部の車両が、戻っているとはどういうふうに、判断したらいいのかよくわかりません。こういった仕組みになっていますでしょうか。

(白川副参事)

交通計画課副参事です。

現在シェアサイクルの1台1台の車両にすべてGPSがついておりまして、位置が把握できる状況となっておりますので、例えばサイクルラックに戻さない利用者の方であるとか、あとは自宅に持って帰ってしまう、そういった場合には、運営事業者が、事前に利用者情報、スマートフォンアプリ登録していますので、連絡を取って返却をお願いするといった形になっておりますので、基本的にはそういったことが今のところあるという情報は入っておりません。以上でございます。

(高田会長)

他にありませんでしょうか。はい、どうぞ。

(富田委員)

すみません。シェアサイクルについて事故が起きたときですとか、保険の対応とかってというのは、自転車自体に入っているものなのか、それとも個別に入っているものなのか、その辺はどうなのでしょう。

(白川副参事)

交通計画課副参事です。

車両保険に入っているかどうかというところでございますが、これは運営事業者の方でですね、保険関係対応しておりまして、具体的な資料がございませんので、大変申し訳ございません。この場では回答出来ません。

(高田会長)

他になれば、この件につきましてはこれで終わりにしたいと思います。
よろしゅうございますか。

それでは次に、議題(3)市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金についてです。
説明をお願いいたします。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

議題(3)市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金について、ご報告いたします。

資料2ページの議題(3)資料をご覧ください。

令和5年に道路交通法が改正され、自転車乗車時におけるヘルメット着用が努力義務化されました。

本市では、これを契機にヘルメット着用促進による交通事故時の被害軽減を目的とした自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助する事業を令和5年度から開始し、令和5年7月1日から、令和6年3月末日までに購入したものを対象に、1個当たり2,000円の補助金を交付いたしました。

今年度も、令和6年7月19日から申請を開始し補助金を交付しております。なお、今年度は千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金を活用しております。この補助金の活用条件が3月末日までに、申請者である市民の方に支払いが完了していることとされているため、対象購入期間が昨年度より短くなっているものです。

補助金の内容につきましては、資料2ページの表にお示ししている通りで、対象となるヘルメットは、令和6年4月1日から令和7年1月31日までに購入した、安全基準を満たしている自転車乗車用ヘルメットで、1個当たりの購入金額が2,000円以上の新品であるものとなります。申請受付期間は令和6年7月19日から令和7年2月7日までとしております。なお、補助金2,000円のうち半分に千葉県からの補助金を充当しております。

資料の3ページをご覧ください。

申請実績ですが、12月末時点で申請が2,021件、うち交付決定までされたものが1,528件となっております。12月末日までに申請がありました2,021件に対する本日付の最終的な状況を申しますと、交付決定件数1,962件、不交付決定件数12件、取り下げ件数38件となっております。残りの件数につきましては、現在、申請者に修正作業依頼しているものでございます。なお、今年度の申請件数は、昨年度よりも少ない状況でございます。

資料の4ページをご覧ください。本市における着用状況についてです。

警察庁が全都道府県で自転車利用者のヘルメット着用率を調査した結果、令和5年7月の調査では、全国で13.5%、千葉県は6.4%、令和6年7月は全国で17%、千葉県は6.5%という結果で、全国における着用数の増加と比較し、千葉県の増加数は少ない結果でした。

ただ、この調査は、調査箇所が公表されておりませんことから、県内のどの地点で実施したものかわからない状況でした。そのため、令和6年10月に本市でも警察庁の調査と同条件の箇所で開催を実施いたしました。資料5ページに実施場所ごとの着用状況をまとめておりますのであわせてご覧ください。

調査は、市内の4駅周辺及び2ヶ所の商業施設周辺で実施しており、着用率は5.9%で、千葉県よりも着用率が低い結果となりました。なお、駅周辺よりも、商業施設周辺の方が着用率が若干高い傾向が見られました。

資料の4ページにお戻りください。

続きまして、着用率が低い要因についてです。令和5年9月に千葉県警察が行ったインターネットアンケート並びに、令和6年5月及び12月に本市が実施した市川市e-モニターアンケートにおける、ヘルメットをかぶらない理由との問いに対して、「持っていない」、「持ち運びが面倒」、「保管場所がない」、が多い他、「値段が高い」、「かぶらなくても安全である」、「駐輪中の盗難が心配」などの回答がありました。また、令和6年12月のアンケートでは、努力義務であって義務でないからとの回答も多くありました。

このことから、ヘルメットを収納する場所がないことや、自転車乗車時の安全意識が低いことが、着用率が上昇しない大きな要因ではないかと推測しております。

着用率向上に向けた今後の対応としまして、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助金事業を継続していくとともに、ヘルメットをかぶらない大きな要因と考えられる保管場所の課題について、自転車にヘルメットを固定するワイヤーロープの活用も併せて周知していく予定です。

また、小学生や中学生を対象とした自転車交通安全教室において、自転車乗車中の事故におけるヘルメット着用時と非着用時の違いを説明することにより、ヘルメット着用の重要性を認識してもらうよう、引き続き努めていくとともに、警察庁の調査において、着用率が高かった都道府県や、令和5年から6年にかけて、着用率が大きかった都道府県の取り組みを調査し、本市で取り組めることがないか引き続き研究していきたいと考えております。

今後さらにヘルメットの必要性、重要性を周知して、ヘルメット着用促進を図ってまいりたいと考えております。

市川市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金についての報告は以上でございます。

(高田会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの報告に関しまして、何かご質問ご意見ございましたらどうぞ。

(三浦委員)

恐れ入ります。京成バスの三浦でございます。

只今ご報告いただいたところ、市川市さんの着用率が千葉県の段階でも低いというところに参考かどうかですけれども、弊社の調査によると、市川営業所管内がやはり高校が多いというところがありまして、定数的なところまで上がってきたんですけども、最近の調査では高校生の通学のバス利用が増えているようだという報告があがっております。

いろいろ聞いたところ、高校生は多感なところもあると思いますが、髪型が崩れるのが、嫌だと。それが女子高生だけではなく男子高生にも非常に多いと言うことを聞いております。市川市においても参考になるのではないかなということで報告いたしました。以上でございます。

(青山委員)

申請の場所はどこですかね。どうするのでしょうか。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

期間中、第2庁舎の交通計画課で受付しているのと、月に数回ですけれども、行徳支所、大柏出張所など窓口で受け付けておりました。以上でございます。

あと、すみません。基本的にインターネットオンライン申請も受け付けております。以上でございます。

(青山委員)

わかりました。行徳なんかからだと第2庁舎へ申請に行くのが大変でしょう。行徳支所とか大柏とかを決めて申請場所を設置した方がいいと思いますよね。利便性が悪いから、その点はよろしくお願いします。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

来年度も実施したいというふうに考えておりますが、実施する際にはまた改めてその辺の検討もさせていただきます。以上でございます。

(高田会長)

はい。他にございませんでしょうか。

(加藤委員)

加藤でございます。

ヘルメット補助金の事業です。質問で2点ございまして、申請した結果、交付される場合と不交付の場合があると思いますが、その交付申請後の交付申請の基準につきまして、そして、不交付という判断になった場合のうちに、再申請が可能なのかということにつきまして、いかがでしょうか。

(戸枝課長)

交通計画課長でございます。

まず、申請基準でございますが、まず対象期間中に購入していること、個人ではなく商店とかから購入していること。あとは安全基準を満たしていること。そういったものが基準になります。基本的には自分が使用するということですね。

あとは、市民であること、市内に居住していることでございます。

不交付になっているものの理由ですけれども、例えば安全基準が満たされていないヘルメットで申請されているとか、そういったものがありますので、再申請する際にですね、そのヘルメットじゃなく、ちゃんとした基準が満たされているヘルメットということであれば、再申請することが可能というところです。

あとは領収書で、例えば必要な要件が記載されていないとか、インターネットで申請された添付画像に記載されていないとか、そういったことであればですね、ちゃんと確認ができるような形で申請していただければ、交付申請を受けることが可能でございます。以上でございます。

(盛岡委員)

引き続きのヘルメット補助金というのは素晴らしい施策だと思っております。

すみません、私の思うところです。

市川で実施しているICHICOポイント制度。それと連動して促進していくって話も、ちょうど担当者の方から話があって、これに基づいてその予算運営だと思いますけれど、担当課も変わってくるとは思いますけれども、例えばその申請の手続きが可能な場所が限られてくるとかっていう大変さ、簡略化じゃないですけど、ICHICOポイントで何かこう還元することが可能なかどうか、要はヘルメット購入者に対して、この補助金分をICHICOポイントとして還元してやることっていう両方等じゃないですけども、繋がりが実現可能かどうかっていうところを検討されているかどうか1点と、もう1点ありまして、自転車交通安全教室の開催ってことで市の方で開催を結構やっております、警察の方ではですね市川市さん、結構独自に交通安全教室とか、安全教室系をやっているところであるんですけども、やはりタイムリーな発信を警察として、事故の発生状況とか入れていきたいところがある中、今後ですね教育委員会も含めちゃうと思うんですけども、そういった教室に警察を呼んでももらいたいっていうところを、交通計画課の方からプッシュができるのかどうかっていうところをご質問で2点、させていただければと思います。

(戸枝課長)

交通計画課長でございます。

まず、1点目のICHICOポイントの件でございますが、今回のヘルメット補助金が基本的に購入した後に購入費の補助をするという形になっております。それをICHICOポイントで補助した場合ICHICOポイントが、例えばそのインターネット販売会社で使えるとは限りませんのでその辺は利用者からすると、今の現金での補助の方が、利便性がいいのかなというふうに考えております。ただ、付帯というかさらにプラスしてそういったことが可能かどうか関係課等と調整していきたいと考えております。

2点目のですね、交通安全教室につきましては、おっしゃる通り、交通関係者や教育委員会と、警察署さんと含めて共同でやっていければ、そのような形の方が望ましいと考えておりますので今後、調整をお願いしたいと思います。

(盛岡委員)

ありがとうございます。

(堀内委員)

あと、今の関連の話ですけど、今ICHICOポイントの件は他の担当課との話だと思うんですけど、今不思議に思ったのが、警察の方を交通安全教室までどんどん呼んでくださいみたいなふうに言われたのかなと思ったんですけど、それが今まで僕は結構行われているものかなと思ってはいたんですけども。

実は、行徳には市内でも県内でも珍しい、義務教育学校の1年生から9年生まである塩浜学園という学校があるんですけど、この学校はですね、中学生になると、範囲が広いので、自転車通学が実は認められていて、中学生になっている生徒の約7割の人は、自転車で通学しているという状況になっています。

だから子供たちもですね、その自転車のそういう安全教室を各学校でやっているんです

けど、年に1回お飾り程度にやっているような形で、実は学校の中にもですね、あまり大きくは公表されていないですが、死亡事故に近いぐらいの重大事故が実は去年起きています。それはやはり事故起こされた方のプライベートというか、そちらのことを考えて、大きく公表はしていないですけども、やっぱりそういう問題が実は起きているというのは、現実的にあるというのは、私も分かっています。

ですので、実は富田会長なんかもPTAでそういう交通安全のことをやったらどうかというような話をしているということも聞いたことがあります。

今、盛岡課長の方からお話がいったように、市も積極的にそういう警察の方に依頼をかけて、子供たち、また市民に向けての交通安全教室とともに、そのヘルメットの着用ということ促すということを計画されてみたらいいかなということが1点と、先ほどの資料の中から言われている一番大きな問題はこのヘルメットを収納する場所がないという。これはですねやっぱり塩浜学園の子供たちも同じようなことを言っていました。自転車にヘルメットを置くところがないし、盗られちゃうかもしれない。事実、学校に乗っていくのにいつもかごに入れて家に帰って、そのまま置いておいたらなくなっているっていうのも、何件か話は聞いています。これ、自転車メーカーもそうかもしれないですけど、そういうような物をメーカーに発信して作ってもらうとか、またそのワイヤーで止めたらどうかという話も出ていますが、ヘルメット着用率を上げるということに、このワイヤーの補助金じゃないですけど、そういうものは買ったらつけてあげるまではあれですけど、そういうアイデアを今後考えていけば、着用率の向上にも繋がるんじゃないかと思いますが、そのような観点これから研究するとか他市をなんとかという似たような答弁やっているんですけど、何かそういうのはもうすでに情報として持っていますか。そういう着用率を上げるための取り組み。もうそういうことはもう調べたことは少しありますか。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

着用率上げるための取り組みということで、地方の方になりますけれども、やっぱり着用率が高いところは、中学生以下は、自転車乗る際はもう条例で義務化しているとか、そういうところがございます。

市川市は、塩浜学園以外は多分ないと思うんですけども。地方は自転車通学を認めている中学校があるところが多いので、そういったところはもう確実に通学中は義務化している。そういったところはやっぱり着用率が高いという状況ですが、それを市川市でやろうとしてもですね、そもそも先ほど申し上げました通り、塩浜学園以外は自転車通学がないというところだったり、あとは自転車で通学しているような学校というのは県立の高校だったりというのが多いものですから、その辺どういうふうに調整していくかというのが今後の課題になるのかなと思います。引き続きですね、他の市町村、その他にどういったことがあるかというのを研究していきたいと考えております。以上でございます。

(堀内委員)

ありがとうございます。

先ほど三浦委員がね、まず会社の方からも言われたように、今度は北側の問題では高校生が自転車でバリバリ走っていて、バスとぶつかりそうなるっていうような事件は本当に多いというのを聞いているのは分かっている。やっぱり、今ひとつそういうのを市の方で

全体的に取り上げて交通安全、ヘルメットを含めて、着用率向上を含めて、やっていただければいいんじゃないかと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(高田会長)

他になにかありますでしょうか。

(中町委員)

すいません中町です。

2点だけお伺いしたいんですけども、今回のヘルメット着用の助成なんですけど、法人っていうのはどういう扱いになっているのか。申請対象として法人が対象になるのかどうかということと、私も市内の県立高校に通っていたので、ほとんど自転車で皆さん来る方が多いんですね。市外からも通っている方がいるんですけども、今回この着用率に、この申請件数見ても昨年度と比べて大分少ない状況になって、高校生が確かに通っているケースの場合だとか、他市でもこれと同じような、補助金っていうのを実際やっているのかどうかというところと、例えばその市内の学校に在学している上、自転車に乗っている学生さんであれば、申請が可能にすることができるのかどうか、その辺りをお聞きできればと思います。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

まず1つ目の法人ということでございますが、基本的な要件としましては、市内に居住していて、ご自分でヘルメットを使われる方ということなので、個人しか対象にしておりません。2点目の方ですけども、他市から通学されるというお話ですが、これも先ほどと重複しますが、資格として市内に住むという要件がありますので、他市から通学する方については、例えば船橋とか松戸とか同じような補助金を実施しておりますので、そちらで申請していただく形になります。以上でございます。

(中町委員)

分かりました。今の要件は分かるんですけど、やはり申請件数が昨年と比べても、全くと少ない状況になっているので、そういったところを今後さらに、申請件数が減ってくる中で、どういうふうに着用率を上げていくためには、対象者を少し緩和していくっていうのも1つのやり方なのかもしれないですし、高校生に関しても、ある程度その近隣と協定して市から他市に通っている学生さんでも、そういうふうで学生だったっていう、そういうやり方ができるかどうか分からないんですけど、その辺うまく絡めて、全体の着用率が上がっていけるような取り組みに繋がればいいなと思います。

(高田会長)

他にございますでしょうか。

私からね1つ。ヘルメットでやっぱ一番問題なのは収納ですよ。だから収納場所を学校なんかで作ってもらって、それに補助金を出すとかそういうことをやっぱ考えないと。なかなか難しいのかなという気がします。東南アジアではバイクですが、全部駐車場にヘルメットの棚があります。有料の駐車場はみんなそれを逆に準備しているというようなこと

がありますので、自転車も同じだと思います。折り畳みのヘルメットがあるように聞いているんですが、そういうものは、また値段の問題もあるかもしれません。そういうのだと、収納もしやすいということになりますので、その辺を含めてやっぱり考えていかないと、なかなかこの問題を解決しないのかと思います。結構スペースとりますよ。自転車につけたり、バイクにつけたりしていると盗難に遭うことも多いです。その辺の問題はどこも、どうしたらいいんだろうっていう話があるみたいでございますけれども、ぜひその辺のところも収納のことを少し考えていただけるとよろしいのかなというふうに思います。

(堀内委員)

今の話でふと思ったんですけど、今から30年以上前になりますけど、原動付自転車がですね、ヘルメット着用義務に、違反になってつけなくいけなくなったと。法令改正があったときに、カブと言われる車ですね。ああいうのだったり、ラッタッタと言われている、ゼンマイ式でエンジンがかかるような原動付自転車なんですけど、その辺りにパッソルとかパッソーラっていうのが出てきて、それには椅子を上げると中にヘルメットが入るんですね。あれで随分変わったというふうに思ったので、先ほど会長が今言われた収納っていうところで、それこそ自転車メーカーが、椅子をパカってあげて、カチャって入れてしまうような、今作ってくれば、やっぱり普及率も上がるんじゃないか。やっぱり盗られるんじゃないかなっていうのは思っているところです。自分もそうですからね。やっぱり買い物行くとき、買い物かごにパンって前に入れて、動くしかないの。そのような、メーカーも開発してもらえれば、また普及するんじゃないかなって気がしますので。

(高田会長)

あんまり難しく考えなくてもね。例えば、学校に高校生とかよく自転車乗っているという話が先ほどからありますよね。教室に、各場所に置くということをやっているわけですね。

(堀内委員)

それ実は、塩浜学園は上履きの下に置くスペースがあるんです。上履きを上に入れて下にヘルメットを置く。二段式になっているんですね。

(高田会長)

そういうのに少し補助するとかそういうことすれば、色々な学校でも取り入れていただけるんじゃないかなと思うし、会社なんかも同じようなことかと思います。ぜひそういうことを1つ考えて、どこまで補助するかは結構難しい話だと思います。いかがでしょうか。少し検討していただければと思います。

(高田会長)

他になればもうよろしいですか。特にご発言がなければ次に移りたいと思います。次は交通安全啓発活動について。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

議題(4) 令和6年度交通安全啓発活動についてご報告いたします。

資料6ページの議題（4）資料をご覧ください。

はじめに、街頭啓発につきましてご報告いたします。千葉県交通安全県民運動基本方針において、毎月15日が自転車安全の日と定められていることから、本市では毎月15日に近い日や、四季の交通安全運動期間中に、警察署や交通安全協会など関係団体と合同で、駅前や交通事故多発地点などで啓発物資を配布しながら、自転車の交通ルールやマナーについて周知を行っております。自転車の危険運転が多い京成八幡駅前踏切付近における、朝の通勤通学時間帯における街頭啓発の際には、所轄の市川警察署にお願いし、逆走などの悪質な運転者に対する取締りも実施していただいております。

また、今年度は、令和6年7月に千葉県警察と警視庁が、市川市で実施した二輪車ストップ作戦や、令和6年12月に千葉県くらし安全推進課が駐輪場で実施したヘルメット着用率向上に向けた街頭啓発キャンペーンに参加し、通行者に対してヘルメット着用の周知を行ったところです。なお、自動車の運転者に対する啓発といたしましては、横断歩道手前での確実な一時停止を徹底するゼブラストップ活動を8月、11月、1月の強化月間中に、市内3ヶ所の歩道橋に横断幕を設置し周知した他、春の交通安全運動などにおいて、飲酒運転根絶に向けたチラシの配布などを行いました。詳細な街頭啓発の実施状況につきましては、表に記載してある通りでございます。

続きまして交通公園における啓発についてご報告いたします。

資料の7ページをご覧ください。

市内に2ヶ所ある児童交通公園におきまして、不定期ではありますが、交通計画課の交通安全指導員が来園した児童や保護者を対象に、自転車の交通ルールやマナーについて周知を行っております。今年度の12月までの実施状況につきましては、表に記載してある通りでございます。交通安全啓発活動につきましては、今後も警察や関係団体の皆様のご協力をいただきながら、交通の遵守と交通マナーの向上を働きかけてまいりたいと考えております。

令和6年度交通安全啓発活動についての報告は以上でございます。

（高田会長）

はいどうもありがとうございました。ただいまのご説明に対しまして何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

（青山委員）

啓発運動についてですけども。自転車ですね。車両であることを認識して乗っている人は少ないですよ。やっぱり逆走が結構多いですよ。自転車は軽車両であることをもっと啓発してですね、認知しないと、逆走は減らないと思うんですよ。あと一時停止もですね、横断歩道も自転車で突っ走ってくるのが結構行徳なんか多いですけど、それを徹底よろしく願います。

（戸枝課長）

交通計画課長です。

今いただいたご意見通り検討してまいります。以上でございます。

(堀内委員)

交通計画課が行っている、この公園でやっている啓発活動ですね、この中身を具体的に教えてもらっていいですか。

(戸枝課長)

交通計画課長でございます。

交通公園での啓発活動につきましては、計画課の方にいる交通安全指導員という、特に小学校とか幼稚園とか保育園とかで交通安全教室をやっている職員がいるんですけども、そちらの方が公園の方に出向いてですね、利用している児童・幼児に対して、自転車の正しい乗り方や、横断歩道の正しい渡り方など、ルールやマナーについて声をかけて教えて、保護者に対しても啓発物資を配布して、そういったルールやマナーについて周知しているということでございます。以上でございます。

(堀内委員)

それは分かっているんですけど、今言っているのは、具体的に交通ルール、何を教えているんですか。要するに渡り方なんです。もうちょっと詳しく教えてもらっていいですか。中身それしかわかってないです。実際、課長やったことありますか。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

すみません。私は実施したことはございません。申し訳ございません。

(堀内委員)

私は、実は見てたことあるんです。南沖公園行徳の方なので。私の子供が小さい頃ですね、あそこで自転車の乗り方を教えたんで。そのとき指導員さんを見たんですけど、やはり交通計画課の方がですね、警察官ではないので、警察官が教える教え方と全然違うわけなんです。そこでふと思ったのが、先ほどもう少し依頼があればと課長おっしゃったように、具体的にそういうものやらなければいくらここで啓発活動を何回やっても一緒ですよ。分かっているんですよ。一番、もちろん谷脇さんとか、皆さんとか交通のプロの方々、お仕事している方々から見れば、その方々はプロなので交通ルールを知ってやっているわけですよ。ところが、子供たちも分からない人に教えるときに、渡り方は見てれば分かるんですけど、きちんとした交通ルールを教えないと、知っている我々と知らない人達が対峙しちゃって事故が起きるといふことが多いというふうに思っていて、もう少しやるのであれば、具体的にしっかりやらないとですね。例えば、一時停止という「止まれ」というのは、あれ全部止まらなきゃ。自転車もなにもかも。そういうことを子供たちに標識に基本的に一方通行って書いてあった下に、補助標識、自転車を除くとか、そういう書いてあったりするわけ。子供たちしっかりそういう理解しないで、平気でやっているわけで、交通のルールも分かってないからっていう話も結構あると思うんですよ。ただ、これだけ啓発してますよとか、いろんなことやってますよっていうのは、毎年同じことやっているわけですよ。それで、毎年同じ話をしていることなので、もっとそういうところは具体的に計画を持ってやらないと、何回やったって一緒ですよ。そこはやっぱりもう少しね。交通計画課長、私は行ったことないから分かりませんよって今言っちゃったけど、それはや

っぱりいかんと。その具体的にきちっとやっていてればやるだけのものが出ると思うので、そういう中身をですね、もう少し精査してやっていただければと思います。

(戸枝課長)

交通計画課戸枝です。

今委員からいただいたご意見を踏まえてですね、今後検討してまいります。以上でございます。

(盛岡委員)

今、堀内委員から出ました通りですね、施策としてはすごくいいと思います。親御さんにも積極的にアプローチかけられて、お子さんにもできるっていうのはすごくいいところなので、積極的に本当にうちの方、本当に介入させていただければ、いろんなルールもそうですけども、やはりお子さんと一緒に動く保護者がルールを知っていれば、そこへのアプローチかければですね、一緒に行動したときに、実際の道路でもここは通っちゃいけない所、止まる所だよっていうのを、親御さんがお子さんに還元できると思うので、どっちに対しても共用できるようなすごい場所だなと思ってですね、できれば介入させてくださいってちょうど意見を言おうと思っていたところなので、来年度の開催計画だとか、そういったのがあればですね、こちらに情報提供いただいて、連携取れるところは積極的にやらさせていただければと思いますので、今後検討していければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

(富田委員)

P T A連絡協議会の富田です。

今、警察の方からそういうお話いただいて、P T Aとしてまずそういうのを広めていきたいなっていうのをすごく思いました。

また、学校単位でそういう交通安全運動とか交通安全のそういう教室をやったりしているんですけども、そういうところに来ていただいたり、是非していただきたいなと思います。

あと、マナーを守らないのは子供だけじゃなく、保護者の方が意外とマナーを守らないで、これP T Aの会議なんかでもいつも怒って言うんですけど、保護者がスマートフォンしながら電話平気で乗っていたりとか、信号無視したり、横断しちゃったりとかっていうのは、逆に子供の方が信号赤だと止まるんですよ。子供たちのあれなんですけど、やっぱり保護者を教育していかなきゃいけないっていうところをすごく痛感しております。例えば、そういう会議で、そういう自転車の乗り方とかっていうのが本当に悪いっていう近所からのクレームとかも来る小学校とかもありまして、以前は前に見守り110番みたいなそういう看板をつけていたんですけど、これ付けている奴がみんな違反するんだって言われて、学校で皆取らせたことがあって、本当に子供たちもそうなんですけども、保護者をもっともっとそういう教室に参加してもらいたいなと思いました。以上です。

(湯浅委員)

交通安全協会の湯浅でございます。

今いろいろご質問が出た中で、私が言われてるのかなって少し思ったんですけど、実は

春と秋と2週間ずつ、市川警察さんと役所の方と一緒に行徳街道入口にあそこ結構立っていたりするんですけど。前と後ろに児童を乗せて、横断歩道をそのまま走るんですよ。我々は警察じゃないので、あんまり警察の方からは直接注意をしないでくれと言われているんですけど、横断歩道は降りてくださって、それやっぱり分かってないんです。それが子供たちが3歳でも4歳でもそうなっちゃってるんで、今本当に学校でやれば全然変わると思っています。やっぱり学校で、学校でというのも交通公園等でですね、ここで教育をすれば、多分変わってくるんじゃないかなと思います。

(堀内委員)

乗せて横断歩道は、渡っちゃいけないけどというのは自転車だからということですよ。

(湯浅委員)

横断歩道は自転車を降りて、というのを始めからわかってないんですよ。軽車両として、道路を走る分には構わないんですよ。ただ、横断歩道。ちょうどオーケーマートっていうあそこスーパーがあるんですけど、あそこに逆走で行く方が結構多いんで、それを我々は注意っていうわけじゃないんですけど、危ないですよとかっていうふうにやるんですけど、横断歩道でも平気であそこで立ち乗りをして、そのまま漕いで行っちゃうんですよ。

(高田会長)

でも先生も結構ね、違反してしまして、私はゾーン30というのをずっといろんなところでやってきたんですが、学校の近くでやるとね、先生方が早く出勤しなきゃいけないってことで、スピード違反をやる、一時停止は怠るという非常に多く見られるんですね。その状態になったことも何ヶ所かあるので。是非PTAも必要ですが、先生方も含めてやっていただけるとよろしいんじゃないかと。これはやっぱり、何度もやらないとなかなか、全員が守るっていうことは難しいと思うので、そういう誠意を見せるってことが一番かというふうに思いますので、関係者は大変でしょうけど、是非そういうことが普及できるように、頑張っていただければなと。

(三浦委員)

1点だけよろしいですか。

当社は職業柄あちこちバス乗って行って、交通安全教室をやるんですけども、そのバスで死角があるといういろいろやっていますし、当然交通マナーの話も交通安全協会と連携してやるんですけど、やっぱり、どうしてもみんな分かっているけど、結局現実に戻ると違反するってなっていて、極論で言うと痛みがわからないとなかなか理解していただけないというところがあって、私が千葉市内の方で営業職やっていたときには、その交通安全教室にバスを持っていくっていうのは相当手間で、年に何回もできないので、ヒヤリハット映像がドラレコで全部取れるので、個人情報だけを消して、それを色々なところに、教室に持って行って、見てもらうだけ。それやるだけで相当、だから守らなきゃまずいんだなっていうのをすごい意識・理解していただけたので、そういうちょっと過激な映像もあるのでそれは考えなきゃいけないかなと思うんですけども。そういうのもひっくるめてですね、そうならないために、交通ルールが決まっているし、守らなきゃいけないんでっていう教育が多分一番通じるのかなと思うんですけども。是非ご参考にしていただければと

思いますので、発言させていただきました。

(堀内委員)

そういう映像っていうのは持っているんですかね。どっか警察が持っている、よく免許証更新の時とかに、ああいう映像もあるじゃないですか。事故の。そういうのを貸し出すシステムはあるんですか。

(盛岡委員)

バス会社から提供を受けてというのはありまして。

(三浦委員)

千葉県警さんとやり取りして、そういうケースもあります。

(堀内委員)

例えば、そういう啓発運動とかイベントのときに流すっていうのは、警察が可能ということなんですか。

(盛岡委員)

本部に確認を取ればというところですね。映像があれば、DVDでものがあれば、映像も可能でしょうし、そこは本部の方でどういう媒体で持っているかとか、どこまでの許可範囲だとかっていうのを確認しなきゃいけないですけども。

(堀内委員)

市川市でそういうのを持っているとかない。

(戸枝課長)

交通計画課戸枝です。

映像としてはそういうのを持ってないんですけども、近い形でいうと中学校でスケアード・ストレイトというスタントマンを使って、そういった同じようなこういう危ない目に合うんだよという体験というか、見て学ぶような教室をやっております。今まで色々ご意見いただきましたので、交通公園の教室とか、学校、幼稚園、中学校ですね。そういったところでの教室についても、警察さんとかですね、京成バスさんの方からそういった映像が提供していただけるのであれば、そういったことも含めて今後やり方を考えていかなきゃいけないかなと思います。以上です。

(木嶋委員)

東洋タクシーの木嶋です。

自転車のそういう事故時映像ですね。タクシー会社が一番持っていると思います。やはり、うちでも20件以上そういう事故のあれとかありますけども、ただ、外部に出すには個人情報問題もあるし、被害者の了解をとらずに、流すということはなかなか難しいので、それはなかなか出しにくいと。私が関東運輸局の事故防止委員をやっていたときに、関東運輸局で東京の業者も含めてみんな集めたんですが、大手の業者も事故映像はかなりの数

持っています。やはり、個人情報の問題があって、後で何が言われるかわからないということで出しにくいというのが実情で、場所とか個人が特定できない形で、出せるものだけ選んで事故映像のあれを作ったということは確かにあります。やはり、二輪については、タクシー業界でも全国の重大事故ですね。これ1ヶ月以上の重症になった事故で、だいたい二輪が関連するのが約4割です。あと歩行者が4割ぐらいで、車と車がぶつかって重傷事故になったのは1割ちょっとぐらいしかないんです。やはり歩行者と二輪というのは、これはバイクも含めてですけども、一番危険だということでタクシー業界でもそこは重点的にいろいろ教育はしているんです。うちなんかでも、タクシー運転者500人に聞いたヒヤリハット事例がありまして、それが30ケースぐらい。こういうケースで危険なケースというのは、もう新人から入ると全員協力して、教育はきちっとやるようにしているので。やはり自転車とぶつかると、大体民事上の賠償責任って車が2割重いんですね。歩行者の4割も重いんですけども。例えば、裏通りの出会い頭であれすると、大体自転車の方が一時停止止まらない、信号無視、逆走。違反はほとんど二輪の方が多いんですが、ただ、結果的には賠償でいくと、五分五分になってしまう。これが実情で、なかなか二輪は自転車厄介だぞということで、それは特別に教育をタクシー業界はずっとこの10年以上やっているというのが実情なんです。ですから映像は確かにあるんですが、なかなか出しにくいと。利用は難しいというのが実情だと思います。以上です。

(高田会長)

確かに映像出すのは難しいと思いますよ。

今、自動車教習所がやっているのありますよね。あれは自動車中心にやっているの、歩行者中心の同じようなプログラム作ってもらえればいいんじゃないかなと思いますので、私も自動車教習所でやるビデオの監修を何回かやりまして、今度またやって欲しいって言われているのでその時に話してみます。そういうのがあれば、説明が非常にしやすいと思うし、いろいろなところで情報を出すというのは、個人情報がありますので、難しいことがたくさんあるかと思います。やはり、少し作ったもので、まずやるということが重要なんじゃないかと思いますので、私の方でもそういうことやってみますが、事務局の方でも何かそういうようなことを、どの範囲までできるか少し検討していただければ非常にありがたいと思いますし、交通管理者、道路管理者、それぞれの立場からまた、そういうのがあったらぜひ応援してあげていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。多分、議論したら相当まだ時間が必要だと思いますので、この辺で打ち切りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(古橋委員)

国県道の道路管理者ということで、1点だけお話をいただければと思います。

国県道で通学路を中心に交通安全対策としまして、歩道の整備を土木事務所の方でやっております。啓発活動の中でも、車道しかない場合だと逆走とかっていうのも発生しますけれども、歩道があれば安全に利用できるっていうことにもなりますし、歩行者と自転車との関連も、安全性を確保しなければいけないというのも一方ではあるんですけども、そういった歩道の利用の仕方というのも、この啓発活動の中でやっていただければ、より安全なのかなと思います。

(堀内委員)

映像の説得力っていうのが大きいと思うので、その辺の資料が会長の方で、車用のはありますけどね。やっぱり歩行者自転車用みたいなのも、あってもいいんじゃないかなとふと思いました。

(高田会長)

それからもう1つ。やっぱり、交通管理、道路管理といいますか、この境目が非常に難しい。日本の場合難しいんですよね。アメリカなんかの場合はみんな、市の中で両方ともやれるようなんですが、日本は分かれているというのが1つありまして。それから今は、歩行者のウォーキングの時代と言われているんですが、日本の信号管理はですね、車が1台入るために、歩道を交差点になると下げていますよね。だから歩行者はまっすぐ歩けなくて、クランクになって降りていかなきゃいけないというような課題があるんですね。交差点はできるだけ小さくした方が事故は少ないわけなんですけど、日本は逆に広くしちゃって、それは当時、昭和35年から40年に向けて事故が増えたときに、そういう形でセットしたのがいまだにまだ続いているので、その辺を変えなきゃいけないんだろうと思うんです。いろいろ言うんですが、なかなか動こうともしないんですが、それがそれぞれの例えば千葉県警でそういうことができるのかどうか。それから、警察署でできるのかどうか。いろいろ誰が動いたってやればできるんだろうと私は思っているんですが、そういう問題もあります。交差点の中の速度を下げさせるということは、死亡事故が私は一番減らせるんじゃないかなと思っていますし、これからは歩いてもらうということは、特に長寿社会になりますと必要になりますので、そういうような道づくり、街づくり、必要だと思いますので、それぞれの立場で考えていただければ非常にありがたいと思います。

これを議論したら多分、まだまだ徹夜しても結論が出ない。従って、今日のところはこの辺で、打ち切りにしたいと思います。また次回でも、それぞれの立場からご意見を出していただければ、非常にありがたいと思います。ということでよろしゅうございますか。

それでは最後に、第12次市川市交通安全計画の策定スケジュール案につきまして、事務局の方から説明お願いいたします。

(戸枝課長)

交通計画課長です。

議題(5)第12次市川市交通安全計画の策定スケジュールについてご報告いたします。

資料8ページの議題(5)資料をお願いいたします。こちらにつきましては、第12次市川市交通安全計画策定のスケジュールのあくまでもご説明ということになります。

交通安全対策基本法では、国は交通安全基本計画、都道府県は都道府県交通安全計画を定めることを義務化するとともに、市町村は都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成することができるとしております。本市では昭和46年度に第一次計画を策定し、国が定める交通安全計画に基づき、5年ごとに計画を改定しております。現在の第11次計画は、令和7年度で期間が終了することから、今後、令和8年度から12年度までを計画期間とする第12次計画を策定することを予定しております。

策定のスケジュールについてご説明いたします。

資料8ページ中ほどのスケジュール表をご覧ください。今年度は、第11次計画の施策実施状況、交通事故状況の資料の更新を進め、令和7年度にe-モニター制度を利用したアンケ

ートを実施するなど、第12次計画の内容の見直しに必要となる作業を予定しております。その後、令和8年3月に策定が見込まれる国及び県の交通安全基本計画を基に、令和8年9月ごろまでに第12次計画の素案を作成し、本審議会にて諮問答申を行う予定としております。今後、審議会におきまして、委員の皆様のご意見をいただきながら計画を策定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

第12次市川市交通安全計画の策定スケジュールについての報告は以上でございます。

(高田会長)

今、ご説明がありましたが、何かご質問ございますか。

令和7年度と8年度で2年かけて作るという。そういうことですね。ということですので、それぞれの職場、関係の人がここに集まっているわけですから、それぞれの目でどのような交通対策を作ったらいいかということをぜひ、日頃から考えておいて、その考え方を集結していただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。この件は、以上でございます。事務局にお返しいたします。

(白川副参事)

高田会長、議事の進行ありがとうございました。本日は長時間にわたりまして、本当にお疲れ様でした。これをもちまして、本日の予定はすべて終了いたします。ありがとうございました。